



本部主管案件

## 有償技術支援一附帯プロ

2013年06月14日現在

本部／国内機関 : 経済基盤開発部

## 案件概要表

案件名	(和)MEGATECラ・ユニオン校指導力向上プロジェクト (英)The Project for the Strengthening of Teaching Quality of MEGATEC, La Union
対象国名	エルサルバドル
分野課題1	教育-職業訓練・産業技術教育
分野課題2	平和構築-(旧)公共・インフラ社会サービス支援
分野課題3	
分野分類	人的資源-人的資源-職業訓練
プログラム名	東部地域開発プログラム
援助重点課題	経済の活性化と雇用拡大
開発課題	地域開発のための産業基盤整備と生産性向上
プロジェクトサイト	ラウニオン市
署名日(実施合意)	2008年10月17日
協力期間	2009年01月13日 ~ 2012年01月12日
相手国機関名	(和)教育省
相手国機関名	(英)Ministry of Education

## プロジェクト概要

## 背景

エルサルバドル国(以下「工」国)は人口に比して国土が狭く資源にも乏しいために、産業人材育成、特にサービス産業における中堅・高等技術者、上級技能工の人材育成が今後の発展の鍵となっている。特に、内戦の影響を強く受けた東部地域においては、経済・社会の開発が遅れており、我が国が円借款により支援しているラウニオン港は、東部地域における商業・観光産業発展の起爆剤として大きく期待されている。また、このラウニオン港の開港を控え、港湾関連および同港周辺地域の地域産業を担う地元の人材の育成が、東部地域の発展において大きな課題となっている。

一方、「工」国教育省は2005年3月に発表した長期政策「国家教育計画2021」の中で、産業人材の育成及び競争力強化を打ち出し、その具体的な施策として「MEGATEC」プログラムを発表した。同プログラムは、高等技術教育の強化目標として高校から大学を含む技術教育システムの強化を主な目的とし、地域の特性を活かした高等技術学校(日本の高専、短大)レベルの教育課程を創設している。

かかる背景のもと、ラウニオン港およびその周辺地域の産業を担う地元人材の育成を目的とした、MEGATECラウニオン校の創設が決定された。本校は、世銀及び日本政府の見返り資金により建設され、2006年2月には4学科を設置し第1期生の受け入れを開始した。その中で、専門性を持つ指導員を確保し授業を開始したものの、現状としてこの指導員の指導能力が十分なものとはいえない。また、MEGATECラウニオン校を運営している中米技術学院(ITCA/FEPADE)自身にとって新しい学科である物流税関科／港湾運営管理科等については、教材・カリキュラムが未整備であり、手探りで授業を実施している等の課題が散見されている。このため、2006年8月以降日本政府に対して、技術協力プロジェクトが要請された。

日本側にて継続検討の時期が続いたが、2008年3月に本プロジェクト採択に向けたプロジェクト計画策定調査団が派遣され、本プロジェクトに係る情報収集を通じた協力プログラム「東部地域開発」における位置付けの確認、及び本プロジェクトの妥当性及び有効性を「工」国関係者とともに検討を行った。同調査後、プロジェクト概要案が日本側関係者で共有されるとともに、2008年5月に日本政府により本プロジェクトの採択が決定し、「工」国政府に通報がなされた。また、同年10月にはJICAと「工」国教育省との間でR/Dが締結された。

## 上位目標

東部地域開発に必要なテクニコ(技術者・技能士)レベルまたはそれ以上の人材が輩出される。

**プロジェクト目標** MEGATECラウニオン校の運営及びテクニコレベルの教育・訓練内容が地域ニーズに対応するよう改善される。

<b>成果</b>	1. MEGATECラウニオン校の教員の指導能力が強化される。 2. MEGATECラウニオン校の学生課機能(学生募集、就職支援)が向上する。 3. MEGATECラウニオン校の物流税関科及び港湾運営管理科において、教員の技術能力が強化される。
<b>活動</b>	1.1 MEGATECラウニオン校における現在の指導法を分析する。 1.2 MEGATECラウニオン校にとって新しい指導法を紹介する。 1.3 MEGATECラウニオン校に適用可能な指導法を作成する。 1.4 確立した指導法の研修を行う。  2.1 MEGATECラウニオン校の学生課の現在の機能を確認する。 2.2 MEGATECラウニオン校の学生課の課題を抽出する。 2.3 MEGATECラウニオン校の学生課の改善案を作成する。 2.4 MEGATECラウニオン校の学生課改善案を実施する。 2.5 実施結果を検証する。  3.1 物流税関科/港湾運営管理科の教員に必要な(不足している)現在の技術能力を確認・検証する。 3.2 物流税関科/港湾運営管理科の教員に対する技術能力強化のための研修計画を作成する。 3.3 物流税関科/港湾運営管理科の教員研修を実施する。 3.4 物流税関科/港湾運営管理科の教員が研修内容に沿って授業用教材を改訂し、発表する。 3.5 物流税関科/港湾運営管理科の教員が行う発表を評価する。
<b>投入</b>	<b>日本側投入</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・長期専門家(チーフアドバイザー／運営指導計画、人材ニーズ把握／業務調整)</li><li>・コンサルタント(物流税関科、港湾運営管理科教員技術能力強化)</li><li>・研修員受入(学校運営、物流・税関業務、港湾運営管理)</li><li>・在外事業強化費等</li></ul> <b>相手国側投入</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・カウンターパートの配置</li><li>・各学科に関連する民間企業から構成される諮問委員会</li><li>・専門家オフィス、施設、勤務スペース等</li><li>・事業運営に係るカウンターパートコスト</li><li>・専門家が視察を行う際の交通手段及び便宜等</li><li>・ラウニオン港が機能し、一定の寄港船数が保たれる</li><li>・テクニコレベルの人材ニーズが急激に変更しない。</li><li>・訓練を受けた教員がMEGATECラウニオン校に継続して勤務する。</li><li>・卒業者数の増加に応じた人材の需要が認められる。</li></ul> <b>外部条件</b>
<b>実施体制</b>	<b>(1)現地実施体制</b> 実施機関はラウニオン地域のMEGATEC本部の運営を担っている中米技術学院(ITCA-FEPADE)ラウニオン校となるが、以下関係機関と密接な情報共有・意見交換を行なながらプロジェクトを実施していくこととする。  ア. 教育省: MEGATECプログラムをラウニオン地域も含めて「エ」国内5地域で推進している イ. ITCA-FEPADE本校(ラ・リベルタ県サンタテクラ市:首都サンサルバドルから車で15分程度)
<b>関連する援助活動</b>	<b>(1)我が国の援助活動</b> 円借款「ラ・ウニオン港開発事業」(2001-2010) ノンプロ/2KR見返り資金「MEGATECラウニオン校第2フェーズ建設支援」(2006-2008) グアテマラ第三国研修「職業訓練指導技術向上(PROTS)」(2006-2010) 集団研修「産業技術教育」(2006):ラウニオン校校長が参加 JOCV派遣「コンピューター技術」(2004-2006):ITCAサンミゲル校 SAPI「ラ・ウニオン港運営方法に関する技術支援調査」(2009-2010) EU「中等職業技術教育改革プロジェクト(APREMAT)」(1999-2004) <b>(2)他ドナー等の援助活動</b> 世界銀行「MEGATECラウニオン校建設支援」(2005) 世界銀行「MEGATECラウニオン校指導員研修及びカリキュラム策定」(2005) 米国ミレニアム・チャレンジ・アカウント(MCA)(2007-2011):協力内容の1つとして MEGATECチャラテナンゴ校支援



本部主管案件

## 技術協力プロジェクト

2012年05月29日現在

本部／国内機関 : 人間開発部

## 案件概要表

案件名 (和)シャーガス病対策プロジェクトフェーズ2  
(英)Chagas Disease Control Project Phase 2

対象国名 エルサルバドル

分野課題1 保健医療-その他感染症  
分野課題2 貧困削減-貧困削減  
分野課題3  
分野分類 保健・医療-保健・医療-保健・医療  
プログラム名 予防医療キャパシティーディベロップメントプログラム  
プロジェクトサイト アウアチャパン県、ソンソナテ県、サンタアナ県、ラ・リベルタ県、モラサン県、サンミゲル県、ウスルタン県  
署名日(実施合意) 2008年01月29日  
協力期間 2008年03月01日 ~ 2011年02月28日  
相手国機関名 (和)保健省  
相手国機関名 (英)Ministry of Public Health and Social Welfare

## プロジェクト概要

背景 シャーガス病は中南米においてマラリアに次いで深刻な熱帯病とされ、750万人以上の患者がいると推定されている。中米では、感染者は人口の約9%、約244万人と推測されており、エルサルバドル国では、人口の約4.3%、約32万五千人の人々が感染しているとされている。

シャーガス病予防は、マラリア熱、デング熱等他の媒介虫感染症に比べて恒常的な成果を挙げやすい。シャーガス病を媒介するサシガメは、現在のところ殺虫剤に対する感受性が強く、また、近い将来耐性を発達させる可能性も低いとされている。したがって、①殺虫剤散布、②住居の改善、③住民教育を通して消滅可能な病気であることが実証されている。実際に南米のチリ、ウルグアイでは、感染の断絶が宣言されており、南米での成果を受け、中米7カ国(グアテマラ、ホンジュラス、ベリーズ、エルサルバドル、ニカラグア、コスタリカ、パナマ)及び米州保健機構(PAHO/WHO)は、「2010年までに中米におけるシャーガス病の感染を中断する」という目標をあげて中米シャーガス病対策イニシアティブを開始した。この目標達成のため、毎年「中米地域シャーガス病対策連絡会議」が開催され、各国の取り組みが評価されている。

JICAは、2000年より実施された対グアテマラ協力の経験を活かして、エルサルバドルにて技術協力プロジェクトを2003年9月より実施した。2007年5月に実施した終了時評価では、対象3県におけるパイロット地区5地区のうち、4地区における在来種の減少(5%以下)を確認した。また、パイロット地区では住民参加型シャーガス病監視システムを試行導入しており、セクター連携による監視システムが構築されつつある。

今般、同監視システムの検証を更に重ね、パイロット地区での経験・知見を基に、保健省中央及び地域事務所、県保健組織(SIBASI)が監視システムの運営に必要な能力を身につけ、戦略的に他地域へ普及させることを促すべく、保健省関係者の能力強化を主眼とした本プロジェクト(フェーズ2)を実施するに至った。なお、本フェーズではシャーガス病感染リスクが高いと推測される東部地域を新たに対象県に含め、殺虫剤散布を中心としたアタックフェーズを進める予定である。

上位目標 エルサルバドルにおいてT.d種によるシャーガス病の感染が大幅に減少する。

プロジェクト目標 対象県において、アタックフェーズの地域が拡大され、メンテナンスフェーズにおける住民参加型シャーガス病監視システム(以下、監視システム)が確立される。

成果	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 中央地域・東部地域の対象県の高リスク地域におけるアタックフェーズの第1回殺虫剤散布が終了する。</li> <li>2. パイロット地区において、監視システムが定着する。</li> <li>3. シャーガス病対策の啓発・推進活動が強化される。</li> <li>4. 保健省(中央、地域、県、ローカルの各レベル)の主導により、西部地域のパイロット地区以外の高リスク 地域において、監視システムが導入される。</li> <li>5. シャーガス病対策の経験・知見がプロジェクト対象県の間で共有される。</li> </ol>
活動	<ol style="list-style-type: none"> <li>1-1. ベースライン調査(血清検査と昆虫学的調査)を実施し、高リスク地域を同定する。</li> <li>1-2. ベースライン調査結果に基づき、第1回殺虫剤散布を計画し、実施する。</li> <li>2-1. 複数のコミュニティにおいて、T.d種によるシャーガス病感染の中止に関する閾値を検討するため、            (i) 16未満児の血清陽性率、(ii) 家屋内生息率、(iii) 原虫保有率の全数調査を実施する。</li> <li>2-2. パイロット地区において監視に携わるステークホルダーの役割と責任を規定する。</li> <li>2-3. パイロット地区において監視システムの業績評価手法を構築し、評価を行う。</li> <li>2-4. 業績評価の結果を踏まえて研修を実施する。</li> <li>3-1. 保健従事者の間でシャーガス病対策に関する継続的な研修を実施する。</li> <li>3-2. 教育省との連携によるシャーガス病対策に関する教育活動を継続する。</li> <li>3-3. マスマディアを使い行動変容のための啓発を推進する。</li> <li>3-4. 他の関係者と協力してシャーガス病対策活動(住居改善等)を推進する。</li> <li>4-1. パイロット地区におけるステークホルダーの種類、疫学・昆虫学・社会経済的特徴を勘案し、            監視システム構築までの経過を分析する。</li> <li>4-2. 分析結果を参考に、高リスク地域における監視システムの導入計画を作成する。</li> <li>4-3. 高リスク地域において監視システムを導入し、2-3で開発された方法で業績評価を行う。</li> <li>4-4. 業績評価の結果を踏まえて研修を実施する。</li> <li>5-1. プロジェクト対象県で得られた経験・知見に基づき、シャーガス病対策のパッケージ(実施ガイド            ライン、モニタリング・評価ツール、行動変容のための啓発用資材、研修教材等)を開発する。</li> <li>5-2. プロジェクト対象県の間で経験・知見を共有するためのセミナーを実施する。</li> </ol>
投入	<p>日本側投入</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 専門家派遣           <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期専門家(プロジェクト運営、シャーガス病対策)</li> <li>・短期専門家(モニタリング・評価、疫学分析、啓発など)</li> </ul> </li> <li>2. 機材供与           <ul style="list-style-type: none"> <li>バイク、車両、殺虫剤散布器、プロジェクトナー、ELISA用テストキット、簡易血清検査キット等</li> </ul> </li> <li>3. 在外事業強化経費           <ul style="list-style-type: none"> <li>教材印刷費、セミナー・研修経費、マスマディア用資材作成および普及にかかる経費等</li> </ul> </li> </ol> <p>相手国側投入</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 人材の投入           <ul style="list-style-type: none"> <li>保健省本省職員、対象県の地域事務所職員、県保健組織(SIBASI)職員            対象県の保健所職員殺虫剤散布員</li> </ul> </li> <li>2. 機材           <ul style="list-style-type: none"> <li>車両、バイク、殺虫剤散布器のスペアパーツ</li> </ul> </li> <li>3. 建物・施設           <ul style="list-style-type: none"> <li>プロジェクト事務所・駐車場</li> </ul> </li> <li>4. 必要経費           <ul style="list-style-type: none"> <li>車両燃料代、プロジェクト事務所の運営費(電気代・水道代・通信費)、殺虫剤等</li> </ul> </li> </ol>
外部条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 上位目標達成のための外部条件           <ul style="list-style-type: none"> <li>中米シャーガス病対策イニシアチブ(IPCA)による、エルサルバドルに対する技術的・政策的な支援が継続する。</li> </ul> </li> <li>2. プロジェクト目標達成のための外部条件           <ul style="list-style-type: none"> <li>シャーガス病対策が継続して保健省の優先事項となる。</li> </ul> </li> <li>3. 成果達成のための外部条件           <ul style="list-style-type: none"> <li>前プロジェクトで育成されたC/Pの半数以上が継続してシャーガス病対策活動に従事する。            シャーガス病以外の感染症の大流行により、シャーガス病対策のリソースが縮小しない。</li> </ul> </li> </ol>
実施体制	<p>(1)現地実施体制</p> <p>保健省を実施責任機関とし、以下の実施体制を組む。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①プロジェクト・ディレクター:            保健副大臣</li> <li>②プロジェクト・マネージャー:            保健省保健監視局長</li> <li>③カウンターパート:            保健省国家シャーガス病プログラム調整官            保健省医昆虫課長</li> <li>④その他関係者:            教育省、PAHO/WHO、地方自治体</li> </ol> <p>(2)国内支援体制</p> <p>国内支援委員会有「中米シャーガス病対策プロジェクト国内支援委員会」</p>
関連する援助活動	<p>(1)我が国の</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JICA(シャーガス病対策プロジェクト): 2003年より西部3県にて支援を実施。2007年9月に終了。</li> </ul>

**援助活動**

**(2)他ドナー等の  
援助活動**

- ・JICA(耐震普及住宅の建築普及技術改善プロジェクト):2003～2008年  
　住居改善において「シャーガス病対策プロジェクト」と連携し、土壁家屋改善ワークショップの実施や教材の共同開発を行った。
- ・WHO(PDM活動2-1のサシガメ屋内生息率の閾値同定に関する継続的技術支援)
- ・PAHO(シャーガス病対策に関する継続的技術支援)
- ・米州開発銀行(IDB)、日本貧困削減基金(JPO)(ウスルタン県ヌエバ・グラナダ市及びエスタンスエラ市における、シャーガス病感染に対するコミュニティレベルでの予防及び対策):2007年9月～2009年3月  
　エルナルバドル赤十字が実施機関。
- ・ルクセンブルグ政府(東部地域医療サービス改善プロジェクト):2002～2006年



本部主管案件

## 技術協力プロジェクト

2013年06月14日現在

本部／国内機関 : 地球環境部

## 案件概要表

案件名 (和)上下水道公社事業運営能力強化プロジェクト  
(英)The Project for Capacity Development of ANDA for Operational Improvement

対象国名 エルサルバドル

分野課題1 水資源・防災-都市給水

分野課題2

分野課題3

分野分類 公共・公益事業-公益事業-上水道

プログラム名 環境・衛生改善プログラム

援助重点課題 持続的開発のための防災・環境保全  
開発課題 気候変動及び環境への対応

プロジェクトサイト サンサルバドル及び地方4都市

署名日(実施合意) 2008年12月02日

協力期間 2009年01月10日 ~ 2011年12月28日

相手国機関名 (和)上下水道公社

相手国機関名 (英)Administracion Nacional de Acueductos y Alcantarillados

## プロジェクト概要

## 背景

エルサルバドルに264ある自治体のうち主に都市部の168自治体においては、上下水道公社(ANDA)が上下水道事業を担っており、残りの自治体では独自に中小の給水事業体が運営・給水を行っている。エルサルバドル都市部の給水率は93%であり、そのうち90%はANDAによりカバーされている。一方、農村部では給水は限定的にしか行われておらず、ANDAとその他の自治体等が独自に運営する事業体を併せても僅か29%の給水率である(全国平均では61%)。

ANDAの給水事業には以下の問題があり、改善の必要性がある。

①無収水が50%程度あると推定されており、主に高い電気料金に起因する割高な維持管理費と低い水料金の設定と相俟って経営を圧迫している。しかし、ANDAは法律上、自ら料金を改定する権能を持たず、政府の補助金により赤字分を補う体制が定着している。

②給水施設のキャパシティ・水資源量の不足により一部地域においては間欠給水となっている。

③下水管網は全国の70%に存在するものの下水処理場は限定的であり、97%の下水が未処理のまま河川等に放流されている。

このような状況下、我が国より個別専門家「主要都市上水供給改善計画」が派遣(2007年1月～8月)され、事業改善のための現状分析を行い、改善のためのアクションプランが策定された。これに基き、本件が要請され、2008年7月に行われた事前調査において優先すべき課題を本件のコンポーネントとして整理、2008年12月、R/Dが合意された。

上位目標 上下水道公社(ANDA)の上水道事業の運営管理能力が強化される

プロジェクト目標 上下水道公社(ANDA)の施設維持管理能力が向上する

## 成果

- 1.Andaの施設維持管理能力が向上する
- 2.Andaの無収水削減計画策定能力が向上する
- 3.Andaの節電計画策定能力が強化される
- 4.Andaの下水道整備計画策定能力が開発される

## 【活動1】

## 活動

- 1-1 無収水削減アクションチームの結成と基礎情報の収集・分析
- 1-2 モデル区画と実践的パイロット区画の選定と無収水削減対策の実施
- 1-3 研修の実施
- 1-4 住民啓発活動の実施

### 【活動2】

- 2-1 無収水削減マネージメントチームを組織する
- 2-2 ANDAの現状の無収水削減対策を見直す

### 2-3 研修の実施

- 2-4 モデル区画と実践的パイロット区画における無収水削減対策の実施結果を基に全体の無収水削減対策長期計画(案)を作成する

### 【活動3】

- 3-1 節電対策チームの結成と基礎情報の収集・分析

### 3-2 パイロット施設の選定と節電対策の実施

- 3-3 節電計画(案)及び取水・浄水・配水に関する水運用システム改善(案)の作成

- 3-4 節電計画にかかるマニュアルの作成と研修等の実施

### 【活動4】

- 4-1 下水道計画チームを組織する

- 4-2 下水道整備の現状を調査し、下水道整備計画策定に係る問題を分析する

- 4-3 マニュアルの作成と研修等の実施

## 投入

### 日本側投入

#### 【専門家】合計72.7人月

チーフアドバイザー、無収水管理、無収水削減技術、水道施設管理、水運用管理、設備管理、下水道計画、下水処理技術

#### 【資機材】

無収水削減活動に必要な資機材(マクロメーター(流量計)、ポータブル超音波流量計、音聴式漏水探知器、配水管網図CADソフト及びPC、流量測定車両等)、節電対策活動に必要な資機材(力率計、力率改善機器、管網水理解析ソフト等)、プロジェクト車両

#### 【本邦研修】

意思決定層 7名、無収水対策技術者 12名、節電対策技術者 8名

・C/Pの配置(プロジェクトディレクター:ANDA総裁、プロジェクトマネージャー:計画開発部長、技術部長、副プロジェクトマネージャー:3地域支局長(首都圏支局長、中部支局長、西部支局長))

・チームの結成(無収水削減マネージメントチーム(本部)、無収水削減アクションチーム(首都圏、中部、西部支局に各1チーム)、節電対策チーム(首都圏)、下水道計画チーム(本部))

・日本人専門家のための執務室及び同室における必要な機材

・プロジェクトに実施に必要な情報の提供

・カウンターパート職員の給与、出張手当、その他手当

・モデル区画ならびに実践的パイロット区画の分離化工事及び漏水探知後の配水管網の補修工事等に係る費用

・専門家執務室の電気・水・ガスに係る費用

・供与機材の通関、保管、国内輸送に係る費用等

#### 【プロジェクト目標達成のための外部条件】

・政策の変化等によるANDAの組織体制に大幅な変更が無いこと

#### 【上位目標達成のための外部条件】

・研修を受けた職員が実施期間中に離職又は異動しないこと

### 外部条件

## 実施体制

### (2)国内支援体制

厚生労働省及び支援委員である東京水道サービス株山崎氏から会議等で助言を受ける

## 関連する援助活動

### (1)我が国の

#### 援助活動

個別案件(専門家)「主要都市上水供給改善計画」(2007年1月~8月)

開発調査「ラ・ユニオン県港湾活性化マスター・プラン」(1997年~1998年)

円借款「ラ・ユニオン港開発事業」(限度額112億3,300万円)

・フランス、ルクセンブルグがそれぞれ、本件とは地域が異なるが、無収水対策を過去に実施しており、本件においてもこれら事例の情報収集をし、参考にしている。

・USAID「ラ・ユニオン市小規模排水処理場建設」

・IDB「ANDA組織改革・分権化への提言及び村落部の給水施設整備支援」これまでに15の分権化水道を設立した。

### (2)他ドナー等の

#### 援助活動



本部主管案件

## 技術協力プロジェクト

2016年04月19日現在

本部／国内機関 : 地球環境部

## 案件概要表

案件名 (和)低・中所得者向け耐震住宅の建築技術・普及体制改善プロジェクト  
(英)Enhancement of the Construction Technology and Dissemination System of the Earthquake-Resistant "Vivienda Social"

対象国名 エルサルバドル

分野課題1 水資源・防災-地震災害対策  
分野課題2 ジェンダーと開発-ジェンダーと開発  
分野課題3 平和構築-社会的弱者支援  
分野分類 公共・公益事業-運輸交通-気象・地震  
プログラム名 防災体制の強化プログラム  
援助重点課題 持続的開発のための防災・環境保全  
開発課題 気候変動及び環境への対応

プロジェクトサイト サンサルバドル市  
署名日(実施合意) 2009年04月17日

協力期間 2009年05月21日 ~ 2012年12月23日

相手国機関名 (和)公共事業省(住宅都市開発庁)、中米大学、国立エルサルバドル大学、開発普及住宅財団、建築研究所

相手国機関名 (英)Viceministerio de Vivienda y Desarrollo Urbano (VMVDU), UCA, UES, FUNDASAL, ISC

日本側協力機関名 国土交通省

## プロジェクト概要

背景 「エ」国では2001年に2回の大地震が発生し、多くの住民特に貧困層が住宅倒壊によって命を失ったことから、「エ」国政府は我が国に技術協力プロジェクト「耐震普及住宅の建築普及技術改善」(以下、フェーズ1)を要請した。フェーズ1は、普及住宅の耐震性向上及びその普及を目的としたものであり、2003年12月から5年間の期間で実施され、低所得者向け住宅を対象として、「エ」国で一般的な住宅建築工法のうち4つの工法(ブロックパネル造、改良アドベ造、ソイルセメント造、コンクリートブロック造)について、その耐震性を高める実験・研究を行ってきた。本協力により、「エ」国における耐震住宅の建築技術の研究・開発にかかる人材が育成され、実験・研究の成果を基に、耐震性が考慮された低所得者向け住宅が普及することで、地震による被害が軽減すると期待されている。フェーズ1では実験・研究を主な内容として行ってきたが、今後はその成果を全国に広めていくために、行政の実施体制を整備していくことが求められている。

引き続き、「エ」国の建築行政は公共事業省住宅都市開発庁(VMVDU)が担っているが、建築物の構造安全性に関する技術基準が整備されておらず、耐震性のある住宅を普及するにあたり建築許認可や違法建築に対する是正指導を行うための体制が十分に整っていない現状にある。

このような状況から、2007年8月、「エ」国政府は、フェーズ1の成果を踏まえ、耐震住宅の実験研究からその建設促進へと展開させるため、建築行政の強化や制度整備を主な内容とした本プロジェクトを我が国に要請した。

行政強化の1つとして技術基準の策定能力を向上する活動を想定しているが、2008年12月に行なった詳細計画策定調査では、策定に着手するにあたり継続して実験が必要であることを確認し、引き続き、技術基準策定に必要な実験も合わせて実施することとした。

エルサルバドル国において低・中所得者向け耐震住宅が普及する体制が整備される。

## 上位目標

プロジェクト目標 低・中所得者向け耐震住宅の普及を促進する建築行政が強化される。

成果	1.技術基準(案)の策定に必要なデータが整えられる。 2.住宅都市開発庁と建築行政実施組織において、住宅建築の許認可に関連した技術面・業務面の能力が改善される。 3.パイロット活動地区において、低・中所得者向け耐震住宅の持続的な普及体制が構築される。
活動	1-1.住宅都市開発庁とエルサルバドル側研究者が中心となって、フェーズ1の成果をもとに「技術基準」を見直し、実験活動計画をたてる。 1-2.(改良アドベ造について)規則の改定に必要な実験を実施する。 1-3.(コンクリートブロック造について)技術基準(案)の策定に必要な実験を実施する。 1-4.(ソイルセメント造について)技術基準(案)の策定に必要な実験を実施する。 1-5.研究者がその他の必要とされる実験・研究を行う。 2-1.都市計画・建設に関わる基準策定・調査研究課(UNICONS)の職員の耐震に関する知識を向上する。 2-2.(改良アドベ造について)実験結果(活動1-2)に基づいて、改良アドベ工法にかかる規則の改定する。 2-3.(コンクリートブロック造について)実験結果(活動1-3)に基づいて、コンクリートブロック造の技術基準(案)を策定する。 2-4.(ソイルセメント造について)実験結果(活動1-4)に基づいて、「技術基準」(案)を策定する。 2-5.(ブロックパネル造について)フェーズ1の研究成果に基づいて、技術マニュアルを策定する。 2-6.国家科学技術審議会(CONACYT)の承認に必要な活動を実施する。 2-7.建築行政実施組織において住宅建築の許認可等を担う職員に対し、耐震住宅建築を含め業務に関連する研修ニーズを把握する。 2-8.研修ニーズ把握結果(活動2-7)に基づいて、職員向け研修計画を策定する。 2-9.住宅建築の許認可を円滑に行うための業務ガイドラインを作成する。 2-10.作成した業務ガイドラインを用いて研修を実施する。 3-1.住宅都市開発庁及びFUNDASALを中心に普及戦略を検討する。 3-2.地域特性を考慮した4工法(レンガの枠組積造)に関するコスト調査、コスト積算を実施する。 3-3.上記のコスト分析を実施する。 3-4.コスト比較分析の結果をまとめ、市民への普及マテリアルを作成する。 3-5.住宅建築の許認可業務を行っている建築行政実施組織(住宅都市開発庁の地方支所、自治体、独立行政体)から、パイロット活動を実施する事務所を3つ選択する。 3-6.モデル事務所の職員を対象とした研修計画を作成する。 3-7.モデル事務所の職員に4工法の普及に関する研修を実施する。 3-8.モデル事務所が実施する4工法に関する住民への情報提供と住民からの意見収集を支援する。 3-9.建築行政を実施している建築行政実施組織の担当者全員を対象としたワークショップを実施する。 3-10.住宅建築や耐震技術に関するエルサルバドル国内の専門家及び技術者に対して4工法に関するセミナーを実施する。 3-11.国内外の関係者に対して研究成果を発信する。
投入	
日本側投入	・長期専門家(建築行政) ・短期専門家及び運営指導調査団(研究計画、建築関連法収集、耐震壁実験など) ・実験に必要な資機材 ・現地コーディネーター ・国別研修 ・在外事業強化費 <エルサルバドル> ・カウンターパートの配置 ・プロジェクトオフィス ・実施にかかる既存施設および資機材の提供 ・ローカルコスト <メキシコ> ・短期専門家(地震工学、耐震住宅普及、設備マネジメント) ・第三国研修
相手国側投入	・在外事業強化費 <エルサルバドル> ・カウンターパートの配置 ・プロジェクトオフィス ・実施にかかる既存施設および資機材の提供 ・ローカルコスト <メキシコ>
外部条件	上位目標:技術基準が国家科学技術審議会によって、承認される。 プロジェクト目標:国家住宅政策と都市政策が大幅に変更されない。 成果:住宅都市開発庁の国家整備開発計画が順調に進む。
実施体制	
(1)現地実施体制	実施機関:住宅都市開発庁 参加機関:国立エルサルバドル大学(UES) 中米大学(UCA) エルサルバドル開発普及住宅財団(FUNDASAL) エルサルバドル建築研究所(ISC)

住宅政策を担当する住宅都市開発庁がプロジェクトの総括を行うとともに、実施機関としてプロジェクトに責任を負う。フェーズ1同様、実験・研究は工学分野での実績がある

UES及びUCAが中心となって行い、普及に関しては耐震住宅の普及活動の経験が豊富なFUNDASALがサポートする。また建築分野の様々なステークホルダーによって構成されるISCが参加し多面的アドバイスを行う。

(2)国内支援体制

関連する援助活動

(1)我が国の  
援助活動

(1)技プロ「耐震普及住宅の建築普及技術改善」(2003.12-2008.11)  
本プロジェクトの前フェーズとして、耐震実験を行う施設設置、材料実験を含む耐震実験手法の取得、改善された工法の普及を実施。

(2)集団研修「地震・防災・耐震工字」  
耐震技プロのC/P及び関係者を戦略的に選出し、同コース修了後の修士号取得により、本分野における人材育成に貢献する。

(3)技プロ「中米広域防災能力向上」  
中央政府一市一コミュニティレベルにおける防災体制モデルを構築する。今年度からフェーズ2開始予定。

(1)米州開発銀行:  
住宅プログラムへの融資(2001年～2009年)を行っており、その中で地震被害家屋の修復や再建を支援している。

(2)米国国際開発庁:  
住宅都市開発庁の要請に基づき、建築関連法等の体系化を図る調査を実施した(2008年12月終了)。

(3)ドイツ技術協力公社:  
2005年～2009年にわたり、国土整備開発計画と地方分権行政の強化について住宅都市開発庁を支援している。

(2)他ドナー等の  
援助活動



本部主管案件

個別案件(専門家)

2018年04月05日現在

本部／国内機関 : 人間開発部

## 案件概要表

案件名	(和)雇用情報システム改善計画アドバイザー (英)Improvement of the Intermediation System of Employment -(analuze and recommend the software), Technical Assistance to strengthen technical capabilities of IT staff.
対象国名	エルサルバドル
分野課題1	社会保障-労働・雇用関係
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	社会福祉-社会福祉-労働
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	その他
開発課題	その他
プロジェクトサイト	サンサルバドル
署名日(実施合意)	2009年12月01日
協力期間	2010年03月08日 ~ 2010年05月15日
相手国機関名	(和)エルサルバドル労働省
相手国機関名	(英)Ministerio de Trabajo y Prevision Social

## プロジェクト概要

背景	エルサルバドル国では経済危機の影響から経済基盤の脆弱な貧困層を中心に失業者が増加し、治安の悪化等、深刻な問題が発生している。2009年6月に発足したフネス新政権は、貧困対策と雇用拡大を優先課題に掲げており、これを受けて労働省では、求職者のニーズに合った総合的雇用情報サービスの提供に向け、2003年に立ち上げた「雇用機会提供ネット(Red Nacional de Oportunidades de Empleo )」の改善に取り組んでいる。この中で求職者に対する雇用情報の提供サービスの改善を試みているものの、インターネットを通じた雇用情報の提供に関する経験・ノウハウやシステムの構築技術が不足していることもあり、多くの課題を抱えている。このため公的職業サービスの実施に関し豊富な経験を有する我が国に対し、雇用情報の提供に関する技術的な助言・指導を行うための専門家派遣が要請された。
上位目標	労働省の雇用機会提供ネットの改善及び情報サイトの運営管理能力の向上を通じて、国民(求職者)に対する雇用サービスが改善される。
プロジェクト目標	・雇用機会提供ネットに関し、システム及び運用上の課題が明確になり、改善策がとりまとめられる。
成果	・職業紹介サービスの中での雇用機会提供ネットの活用状況とその課題が明らかになる。 ・雇用機会提供ネットの運用状況を分析し、その問題点と課題が明らかになる。 ・雇用機会提供ネットのシステム分析が行われ、システム上の問題点が明らかになる。 ・労働省担当職員の情報システム運用及び活用についての能力が向上する。 ・雇用機会提供ネットを活用した労働省の職業紹介サービスの改善計画案が作成される。
活動	・日本のハローワークの業務内容及び情報システムの活用状況についての説明を行う。 ・労働省の各窓口における、雇用機会提供ネットの活用状況について調査を行う。 ・雇用機会提供ネットの運用実績や蓄積されたデータの内容について調査を行う。 ・雇用機会提供ネットのシステム分析を行う。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の分析結果を踏まえて、雇用機会提供ネットのシステムについての改善策を検討する。</li> <li>・雇用機会提供ネットを活用した就職紹介サービスの改善計画案を作成・提案する。</li> </ul>
<b>投入</b>	
日本側投入	短期専門家 2名 × 3ヶ月
	<b>内訳:</b>
	雇用情報システム運営改善アドバイザー × 1名 × 3ヶ月 (雇用情報システムに知見を有するシステムエンジニア)
	雇用情報システム改悪アドバイザー × 1名 × 3ヶ月 (ハローワークにおける実際の業務についての知見、公的職業紹介サービスに関する知見を有する者)
	<b>相手国側投入</b>
	現地業務費 C/P、執務環境、ローカルコスト
外部条件	現政権の政策に大きな変更がない

#### 実施体制

(1)現地実施体制 労働省社会保障・雇用局技術開発課

#### 関連する援助活動

- (1)我が国の  
援助活動
- 1)我が国の援助活動(我が國の他スキームの援助活動、我が国が支援を行っている政策的イニシアティブの下での援助活動との連携・関係について、案件名のみではなく、連携内容等についても言及する)
  - 2)他ドナー等の援助活動(関連する他ドナー等の援助活動の内容及び連携・関係について記述する)



本部主管案件

## 有償技術支援一附帯プロ

2015年05月08日現在

本部／国内機関 : 社会基盤・平和構築部

## 案件概要表

案件名	(和)ラ・ウニオン港浚渫計画策定プロジェクト (英)The Project for Maintenance Dredging of the Port of LA UNION
対象国名	エルサルバドル
分野課題1	運輸交通-国際交通
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-運輸交通-港湾
プログラム名	東部地域開発プログラム
援助重点課題	経済の活性化と雇用拡大
開発課題	地域開発のための産業基盤整備と生産性向上
署名日(実施合意)	2010年04月28日
協力期間	2010年12月15日 ~ 2014年04月30日
相手国機関名	(和)エルサルバドル空港・港湾自治委員会
相手国機関名	(英)CEPA Comision Ejecutiva Portuaria Autonoma

## プロジェクト概要

## 背景

(1)ラ・ウニオン港については、中米西岸を巡る物流の拠点として、また貧困層の多いエルサルバドル国（以下「エ」国という。）東部地域の経済・産業開発を支える拠点としての役割が期待され、コンテナ取扱を中心とする新たな港湾として開発が進められてきた。

(2)JICAは同港及び東部地域の開発を長らく支援てきており、1997年10月から1998年12月にかけて開発調査を実施し、同港のマスター・プラン及び短期整備計画に基づくフィージビリティ調査を行った。これに基づき、2001年10月に旧JBICがラ・ウニオン港開発事業に対する円借款の供与を決定した。これと前後して、2001年7月から2003年1月にかけて詳細設計調査（連携DD）を実施し、2005年4月から現地工事に着工、2008年12月に工事が終了している。

(3)整備されたコンテナターミナルに係る運営方式については、「エ」国の空港港湾を管理する公共事業省傘下の「空港・港湾自治委員会（以下CEPA: Comision Ejecutiva Portuaria Autonoma）」がコンセッション契約による民間セクターへの開発・運営委託とするべく検討、「エ」国内の調整を続けてきた。JICAは、2009年に「ラ・ウニオン港運営支援調査」を実施し、コンセッション方式による運営が開始されるまでの間、CEPAが自ら運営する具体的な方法を提案。これを受け、ラ・ウニオン港は2010年6月に開港した。

(4)一方、外海とラ・ウニオン港を結ぶ約22kmにおよぶ航路は、航路の埋没が発生していることが確認されている。これは、海底に堆積した泥状の底土が流動し、航路の深部分に落ち込んでくる（フロードマッド）という、漂砂等による通常の埋没機構とは異なる機構であることが、JICAの調査(SAPI)で確認されている。これらの航路維持管理には、約22kmの航路の維持浚渫が必要であり、維持浚渫がどの箇所でどの程度の頻度で必要とされるか、実際の埋没傾向の把握等を踏まえた維持浚渫計画が必要になる。

(5)しかしながら、CEPAには維持浚渫を直営で実施・管理できる能力が不足し、このような埋没機構を有する航路の維持浚渫計画を作る知見も経験も無いことから、JICAに対して、航路維持浚渫計画の策定にかかる支援を要請した。JICAは、この要請を受け、支援の必要性、妥当性等を検証するため、2010年4月に航路埋没に係る協議・調査（以下「事前調査」）を実施し、CEPA及び公共事業省と協議の結果、ラ・ウニオン港の航路維持浚渫計画の策定にかかる技術支援業務を実施することに合意した。

(6)技術支援業務は2011年1月より2年間の予定で調査を始められた。第1年次調査では水深毎の航路浚渫の量・頻度を算出するモデルの構築を行い、水深毎の浚渫量・頻度について提案された。第2年次調査は先方実施機関(CEPA)による試浚渫がなされた後に開始することとしていた。

(7)その後、別途派遣した専門家より、当初想定していたラ・ユニオン港周辺の航路浚渫後の土砂堆積のモニタリングだけでなく、水深に応じた最適な浚渫方法の提案、既存港からラ・ユニオン港への寄港するための諸条件等について提案することが望ましいとされた。

(8)これを受け、JICAは2012年11月、先方実施機関の対応状況確認ならびに提案を踏まえた修正TORIについての協議を行い、合意文書を取り交わした。

上位目標	ラ・ユニオン港を核としたエルサルバドルの東部開発が促進される。
プロジェクト目標	ラ・ユニオン港における航路埋没対策としての浚渫計画を作成するために必要な実施機関の港湾維持管理能力が向上する。
成果	<p>[第1年次業務]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 泊地を含む航路全区間における埋没量・埋没速度が明らかになる。</li><li>2) 試浚渫後の航路埋没のモニタリングと評価に係る能力が向上する。</li><li>3) 航路の目標維持水深毎の航路維持浚渫計画を策定するための能力が向上する。</li></ul> <p>[第2年次業務](今回追加・変更分)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>4) ラ・ユニオン港周辺における水深毎の最適な浚渫工法が明らかになる。</li><li>5) ラ・ユニオン港における寄港動向及び航路浚渫を含めた将来計画(アクションプラン)を策定するための能力が向上する。6) ラ・ユニオン港財務計画を策定するための能力が向上する。</li></ul>
活動	<p>「エ」国ラ・ユニオン港及び周辺地域を対象とし、CEPAと協力しつつ、以下の活動を行う。</p> <p>[第1年次業務]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1) 自然条件の把握<ul style="list-style-type: none"><li>・最新の深浅測量の収集</li><li>・航路・泊地からの底質土のサンプリング</li><li>・試浚渫計画の検討</li></ul></li><li>2) 浚渫後の航路の水深変化の予測 『「エルサルバドル国ラ・ユニオン港開発事業』に係る案件実施支援調査(SAPI)』(2009年)において検討された予測モデルのレビュー<ul style="list-style-type: none"><li>・サンプリング試料を用いた成分分析、沈降試験の実施による埋没特性の分析</li><li>・航路浚渫後の埋没予測モデルの再構築</li><li>・航路浚渫水深毎の航路埋没量の予測</li></ul></li><li>3) 維持浚渫計画素案の策定<ul style="list-style-type: none"><li>・浚渫条件の設定</li><li>・維持浚渫計画素案の作成</li></ul></li><li>4) 埋没モニタリングのための試浚渫計画及びモニタリング計画の提案<ul style="list-style-type: none"><li>・試浚渫計画の検討</li><li>・試浚渫箇所の埋没状況モニタリング計画の作成</li></ul></li></ul> <p>[第2年次業務](今回、追加・変更分)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>5) 埋没状況のモニタリングの分析<ul style="list-style-type: none"><li>・レイキ浚渫の実証性検討</li><li>・埋没予測モデルの補正</li></ul></li><li>6) 船社の寄港モデル構築<ul style="list-style-type: none"><li>・維持水深別貨物量予測</li><li>・維持水深別港湾収入予測</li></ul></li><li>7) 経済効果の検討<ul style="list-style-type: none"><li>・港湾収益の観点から見た最適水深の検討</li><li>・「エ」国全体の観点から見た最適維持水深の検討</li></ul></li><li>8) 航路維持浚渫計画の策定(1)～(7)を受けてCEPAが策定する</li><li>9) ラ・ユニオン港における現実的な将来計画となりうる寄港動向及び航路浚渫を含めたアクションプランの作成(1)～(7)を受けてCEPAが策定する)</li></ul>
投入	<p>日本側投入</p> <p>日本国側投入</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・業務実施(委託)<ul style="list-style-type: none"><li>ア. 総括／航路埋没分析</li><li>イ. 航路埋没予測解析</li><li>ウ. 土質性状分析</li><li>エ. 航路浚渫計画／浚渫工事</li><li>オ. 自然条件調査</li><li>カ. 浚渫船計画</li></ul></li></ul>

キ. 海運戦略(寄港・配船・集荷等)

ク. 需要予測

ケ. 経済財務分析

コ. 航行安全

・本邦研修

ア. 研修の実施

CEPAにおいて航路計画、航路浚渫を担務する技術者に対し、日本での浚渫に関する研修を実施する。

相手国側投入

・カウンターパートの配置

技術的な分析を行うチーム・経済的な分析を行うチームの2チーム約10人程度から構成されるカウンターパートを配置する。これらのカウンターパートには、ラ・ユニオン港における浚渫技術者と港湾計画専門の技術者が含まれる。

・執務スペースの提供

実施体制

(2)国内支援体制

本プロジェクトにかかる実施体制として、機構は有識者を含む国内支援体制を構築し、各種会議や打ち合わせの場を設定し、外部アドバイザー等から意見を聴取する予定である。

関連する援助活動

(1)我が国の

援助活動

(2)他ドナー等の

援助活動

1. 円借款 ラ・ユニオン港開発事業(2001～2008)

2. ラ・ユニオン港開発事業に係る案件実施支援調査(SAPI) (2009)

3. MEGATEC ラ・ユニオン校指導力向上プロジェクト(2008～2011)

世界銀行「MEGATECラ・ユニオン校建設支援」(2005)

世界銀行「MEGATECラ・ユニオン校指導員研修及びカリキュラム策定」(2005)



本部主管案件

個別案件(専門家)

2018年04月05日現在

本部／国内機関 : 中南米部

## 案件概要表

案件名	(和)社会投資基金現状調査専門家 (英)Expert on the Study of the Actual Situation for Social Investment Fund for Local Development
対象国名	エルサルバドル
分野課題1	民間セクター開発-貿易・投資促進
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	計画・行政-開発計画-開発計画一般
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	その他
開発課題	その他
プロジェクトサイト	サンサルバドル市
署名日(実施合意)	2009年10月01日
協力期間	2010年04月15日 ~ 2010年07月03日
相手国機関名	(和)地域開発社会投資基金
相手国機関名	(英)Fondo de Inversion Social para El Desarrollo Local

## プロジェクト概要

**背景** 当国においては、特に地方の貧困対策に寄与するために、主に農村地域のインフラ整備事業（学校、ヘルスポート、水供給、コミュニティ道路等）を実施する機関として地域開発社会投資基金(Fondo de Inversion Social para El Desarrollo Local: FISDL)が設置されているが、近年は人材の流出等によりほとんど機能していない状況であった。

本年6月に発足したフェヌス政権は、国家5カ年計画に先立って発表した「グローバル経済危機プラン」の中で、「全ての人々が恩恵を受ける政策」を目指し、地方の貧困のみならず都市貧困も含め、大統領直轄の機関(大統領官房: Secretaria Técnica Presidencial)のもとで貧困対策に取り組むこととしている。

そのため新政権は、地域開発社会投資基金を再編成し、同基金を政府が実現する貧困対策の最も重要な機関として位置付け、その機能についても、これまでのように単にインフラプロジェクトを実施するのみならず、全ての人々が恩恵を受ける貧困対策の方針策定に関与することまで求めている。しかしながら、上述のとおりの近年における弱体化により、同基金の現状分析能力、政策立案能力は十分であるとは言えず、現政権が求める機能を十分果たし得ない状況である。

本要請は、地域開発社会投資基金の機能強化を行うに当たり、同基金の貧困対策方針策定や社会セーフティーネット整備に係る政策立案、及び基金の円滑な運営に係る現状診断や助言を行い、その後の協力の可能性を調査するための専門家を求めるものである。

**上位目標** 地域開発社会投資基金の機能が強化され、貧困対策に係る政策立案能力や基金の運営管理能力が向上する。

**プロジェクト目標** 地域開発社会投資基金関係者が基金運営に関する現状と課題、今後のあり方について認識し、彼らが機能強化について取り組む姿勢が強化される。

成果	地域開発社会投資基金の運営体制の現状と課題、今後の方向性と基金のあり方、JICAによる協力の可能性が明らかとなる。
活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新政権が策定した都市コミュニティ連帯プログラム(CUS)及びルーラルコミュニティ連帯プログラム(CRS)に沿って、地域開発社会投資基金の運営体制・能力と課題について現状診断を行なう。</li> <li>・貧困削減や社会セーフティネット整備に関し、既存の情報を収集、分析する。</li> <li>・上記現状診断及び分析に基づき、地域開発社会投資基金の貧困削減や社会セーフティネット整備に係る戦略への助言を行う。</li> <li>・基金と自治体との関係のあり方やインディケーター等についての戦略デザイン策定に協力する。</li> <li>・現政権の政策と密接に結びついた地域開発社会投資基金の運営戦略策定に協力する。</li> <li>・その他CUS及びCRSに対して必要な助言を行なう。</li> <li>・上記活動を踏まえ、今後のJICAによる基金への協力の可能性について検討を行う。</li> </ul>
投入	
日本側投入	貧困対策／社会保護システム専門家 1名 × 80日
相手国側投入	業務を行なうための事務環境等
外部条件	現政権の地域開発社会投資基金に対する政策が変化しない。
実施体制	
(1)現地実施体制	現政権は地域開発社会投資基金の再編に意欲的であり、大統領直轄のもと新総裁の強いイニシアチブもあり、協力に当たっては十分な実施体制を得られるものと思われる。
関連する援助活動	
(1)我が国の 援助活動	過去、3名の青年海外協力隊員(すべて村落開発普及員、12年度3次隊、15年度2次隊、17年度3次隊)を派遣。
(2)他ドナー等の 援助活動	EU、スペイン、フランス、IDB(資金協力)、GTZ(技術協力)が同分野にて協力展開中。



本部主管案件

## 有償技術支援一附帯プロ

2016年05月11日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

## 案件概要表

案件名	(和)エルサルバドル東部地域観光開発能力強化プロジェクト (英)The Project for the Strengthening of Capacities for Rural Tourism Development in the Eastern Region of El Salvador
対象国名	エルサルバドル
分野課題1	民間セクター開発-観光
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	商業・観光-観光一般
プログラム名	東部地域開発プログラム
援助重点課題	経済の活性化と雇用拡大
開発課題	地域開発のための産業基盤整備と生産性向上
プロジェクトサイト	エルサルバドル東部地域(モデル地区:コンチャグア市、ラ・ユニオン市、ペルキン市、ペルト・エル・トリニフォ市)
署名日(実施合意)	2010年03月23日
協力期間	2010年07月30日 ~ 2013年07月29日
相手国機関名	(和)観光省・観光公団
相手国機関名	(英)Ministerio de Turismo, Corporacion Salvadorena de Turismo (MITUR-CORSATUR)

## プロジェクト概要

## 背景

エルサルバドル国(以下「エ」国)は、その行政計画(2004年～2009年)に基づき観光開発を国家経済開発における重要な分野に位置付け、関係機関としてエルサルバドル観光公団(CORSATUR)、エルサルバドル観光機関(ISTU)、エルサルバドル国家文化委員会(CONCULTURA)に加えて、2004年の政権発足にあわせて観光省を設置した。「エ」国は1992年の内戦終結後、復興が軌道に乗り始めたところに、1998年ハリケーン・ミッチ、2001年1月と2月に2度の大地震等の自然災害に見舞われ、これまで観光業に注力できなかつたが、ようやく経済・社会発展を背景に、経済社会発展と雇用拡大の大きな推進力となり得る観光業について、政府としての取り組み強化を広く示している。また、2005年には観光の基本立法「観光法」の制定(2006年から施行済み)、2006年2月には具体的な目標を含めた「国家観光計画2014」を策定する等、矢継ぎ早に取り組みを進めている。観光産業の動向としては、1998年には国内総生産の1%に過ぎなかつたが、2005年以降には約3.8%を占め、伝統的な輸出品目であるコーヒーや砂糖等と同様に、海外への出稼ぎ者による海外送金に次ぐ、主要な外貨獲得の手段となっている。観光省は「エ」国の観光開発の遅れを認識しつつも、国内外に知名度のある観光地域の開発を集中的に行うことで、地方における観光開発を行いたいと考えている。特に「エ」国において、首都と地方における経済格差は顕著であり、地方においては経済発展を行う上での有力な産業があまり存在しないことから、観光業を通じた地方開発が求められている。

## 上位目標

地域特有の資源を活かしたコミュニティ・ツーリズム が確立される。

## プロジェクト目標

東部地域において地域コミュニティに裨益する官民連携による持続可能な観光開発の体制を構築する。

## 成果

- 1.東部地域の観光開発の方向性が導き出される。
- 2.CATラ・ユニオンが管轄する13市において、地域独自の資源を活用した観光商品の開発、改

	<p>善、販促にかかるパイロットプロジェクトが実施される。      3.地域の観光委員会(CDT)の能力が向上する。      4.MITUR及びCORSATURにおける地域のCDT支援能力が向上する。      5.CDTの活動モデルが他地域に普及される。</p>
活動	<p>1-1 東部地域における観光開発に関する現状調査を行う。      1-2 東部地域におけるポテンシャルの高いエリアの分析を行う。      1-3 東部地域において住民参加型観光開発に関する指針案を策定する。      2-1 CDTとCORSATURとの連携により、パイロットプロジェクトの選定基準を作成する。      2-2 パイロットプロジェクトを選定し、実施する。      2-3 パイロットプロジェクト活動のモニタリング・評価を実施し、教訓を引き出す。      3-1 CDTやその関係者のニーズを調査し、必要に応じて研修を実施する。      3-2 大学やNGO、観光業者、行政機関などの関連機関とCDTのネットワークを強化する。      3-3 CDT相互の交流を強化する。      3-4 CDTごとに観光開発に関するコンセプトを作成する。      3-5 ドナー機関やNGOに対する資金協力を含む支援依頼にかかるプロポーザル作成能力を強化する。      4-1 CDTとのネットワークを強化する。      4-2 CDTの、他ドナーやNGOからの資金提供を受けるためのプロポーザル作成及びプロジェクトの企画・運営等の能力強化にかかる支援を実施する。      5-1 成果1から4を通じて、CDT能力強化のための提言をまとめる。      5-2 他の地域に対して普及のためのセミナーを開催する。</p>
投入	<p>日本側投入 専門家6名（総括/組織間調整1、副総括/観光開発1/コミュニティ開発、観光開発2、組織間調整2、観光プロモーション、人材育成）      供与機材（車両[4WD]、ノートパソコン、プロジェクトマネージャー、スクリーン）      本邦研修、第三国研修      現地業務費（専門家活動費）</p> <p>相手国側投入 カウンターパートの配置      施設（プロジェクトに必要で、両者が合意したもの）      専門家執務室（家具や備品などの設備を整えたもの）      ローカルコスト（プロジェクト活動費）の負担</p> <p>外部条件 ①前提条件      ・観光委員会から当該プロジェクトへの理解が得られる。      ②成果達成のための外部条件      ・政府の政策が継続し、経済状況が悪化しない。      ・地方自治体がプロジェクトの実施を理解し、参加する。      ③プロジェクト目標達成のための外部条件      ・中央政府が東部地域における観光開発の重要性を維持する。      ・CORSATURとドナーとの合意に基づく観光開発のための観光委員会への資金協力体制が継続する。</p>
実施体制	<p>(1)現地実施体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクト・ダイレクター</li> <li>・観光大臣</li> <li>・プロジェクト・マネージャー</li> <li>・観光公団総裁</li> <li>・プロジェクト・コーディネーター</li> <li>・観光開発主任</li> </ul> <p>(2)国内支援体制</p> <p>観光分野課題別支援委員会</p>
関連する援助活動	<p>(1)我が国の 援助活動 東部地域で活動するJOCV「村落開発」「環境教育」との緩やかな連携 過去の援助実績：個別案件（専門家）「国家観光計画実施促進・モニタリング及び評価」（2008.1-3）</p> <p>(2)他ドナー等の 援助活動</p> <p>ア. スペイン国際協力庁（AECID）      ・「エコソーリズム環境保全事業」火山地域・ラグーン地域の環境保全等      ・「フォンセカ湾岸地域観光開発支援」観光商品開発等（協力終了）      ・「中米観光ポータルサイト」：中米広域案件ポータルサイトを設計し、メンテナンスや広報に関する協力</p> <p>イ. 米州開発銀行（IDB）：関係機関との調整を含む国家観光計画及び観光法の普及、ドナー会議の開催等</p> <p>ウ. 国際観光機構（International Tourism Organization）：コンサルタント（11ヶ月）による観光保安計画案策定</p>



本部主管案件

個別案件(専門家)

2018年04月05日現在

本部／国内機関 : 中南米部

## 案件概要表

案件名 (和)大統領官房開発計画アドバイザー  
(英)Development Planning Advisor

対象国名 エルサルバドル

分野課題1 都市開発・地域開発-地域開発  
分野課題2 援助アプローチ-キャパシティ・ディベロップメント  
分野課題3 ガバナンス-行政基盤  
分野分類 計画・行政-開発計画-総合地域開発計画  
プログラム名 プログラム構成外  
援助重点課題 その他  
開発課題 その他  
プロジェクトサイト サンサルバドル市  
協力期間 2011年01月05日 ~ 2012年01月04日  
相手国機関名 (和)大統領官房  
相手国機関名 (英)Technical Secretariat of Presidency

## プロジェクト概要

背景 エルサルバドル国(以下、「エ」国)の大統領官房(Secretaria Técnica de Presidencia: 以下、STP)は、国家戦略を策定する現政府の中核となる組織である。また、2009年に発足した現政権から、従来「エ」国外務省が担ってきた对外援助要請や実施の調整も、STPが主導する体制を取っている。

更に、STPはJICAが過去に実施した「エルサルバドル開発計画調査」のカウンターパートであった国家開発委員会(Comisión Nacional de Desarrollo: CND)の役割も担っている。同国東部地域の開発についても、省庁横断的に組織される「ラ・ウニオン港周辺地域開発委員会」を主導するなど、全体の調整機能を担っており、JICAが展開する「東部地域開発プログラム」の進捗に関する支援・調整の窓口となっている。

「エ」国開発5ヵ年計画との関係では、STPが直接実施に関与している政策は「国民社会保護システム設立」と「生産的な開発国家戦略」の二つであり、STPではこれら戦略策定能力の強化を図っている。

係る状況下、2011年1月5日から3月15日にかけて「大統領官房開発計画アドバイザー」が派遣され、STPの組織分析、開発5ヵ年計画の現状分析、開発5ヵ年計画の実施促進のための課題抽出を行うとともに、開発5ヵ年計画の実施促進のための「國家計画システム(Sistema Nacional de Planificación: 以下、SNP)」設立、及び「生産的な開発国家戦略(Estrategia Nacional de Desarrollo Productivo: 以下、ENDP)」に関して、アクションプランの策定支援が行われた。

大統領官房長官は、上述のアクションプランも踏まえて、SNP設立準備チームを立ち上げ、2011年末までにSNPが機能していることを目指すとしている。

以上の背景から、本専門家には、STPの政策官庁としての立案機能、開発5ヵ年計画の実践とモニタリングなど、各種能力強化への支援が期待されると共に、JICA「東部地域開発プログラム」全体の進捗把握(モニタリング)と推進が求められている。

上位目標 我が国の経済協力が効果的・効率的に計画・実施され、工国(エ)の経済・社会が発展する。

**プロジェクト目標** 大統領官房(STP)の開発戦略立案能力、及び関係省庁・ドナー等との間の援助調整能力が向上する。

**成果** 1. 国家開発5ヵ年計画の実施とそのモニタリングが円滑に行われる。  
2. 東部地域開発プログラムが円滑に進捗するとともに、必要に応じた修正が行われる。

**活動** 1.1 国家計画システム(SNP)設立を支援する。  
1.2 国家開発5ヵ年計画の実施促進を支援する。  
1.3 国家開発5ヵ年計画の実施における課題を分析し、C/Pとともに解決策の検討を支援する。

2.1 生産的な開発国家戦略(ENDP)を通じた東部地域開発を支援する。  
2.2 2.1について、必要に応じた軌道修正、新規投入等について検討すると共に、我が国と「工」国関係機関との間の調整を図る。

**投入**  
日本側投入 日本人専門家1名(9.0M/M(3.0M/M×3回))  
専門家在外事業強化費  
相手国側投入 専門家執務スペースの提供  
カウンターパートの配置  
移動手段の提供  
外部条件 「工」国政府の政策が大きく変わらない。

#### 実施体制

(1)現地実施体制 官房長及び官房長補佐が直接のカウンターパートとなる。  
(2)国内支援体制 特になし。

#### 関連する援助活動

(1)我が国の  
援助活動 個別専門家派遣「開発計画」(1994-1997、1997-1999、2002-2005、2005-2008)  
個別専門家派遣「開発計画アドバイザー」(2008-2010)  
個別専門家派遣「大統領官房開発計画アドバイザー」(2011/1-2011/3)  
  
(東部地域開発プログラム関連)  
有償資金協力事業「ラ・ウニオン港開発事業」(2001-2010)  
貝類増養殖開発計画プロジェクト(2005-2010)  
MEGATECラ・ウニオン校指導力向上プロジェクト(2008-2011)  
東部地域零細農民支援プロジェクト(2008-2012)  
東部地域観光開発能力強化プロジェクト(2010-2013)  
  
(2)他ドナー等の  
援助活動 (世界銀行)  
MEGATECラ・ウニオン校建設支援(2005)  
MEGATECラ・ウニオン校指導員研修及びカリキュラム策定(2005)  
  
(米国MCA)  
MEGATEC北部校支援  
  
(台湾)  
淡水養殖分野技術協力



本部主管案件

個別案件(専門家)

2011年10月08日現在

本部／国内機関 : 中南米部

## 案件概要表

案件名	(和)開発計画アドバイザー (英)Development Planning Advisor
対象国名	エルサルバドル
分野課題1	都市開発・地域開発-地域開発
分野課題2	平和構築-ガバナンス
分野課題3	
分野分類	計画・行政-開発計画-開発計画一般
プログラム名	政府機関の計画・モニタリング強化プログラム
プロジェクトサイト	アンティグオ・クストラント市
署名日(実施合意)	2008年06月01日
協力期間	2008年09月03日 ~ 2010年09月02日
相手国機関名	(和)外務省 (英)Ministry of Foreign Affairs
日本側協力機関名	なし
プロジェクト概要	
背景	「エ」国における日本の経済協力の窓口機関は外務省対外協力局アジア・アフリカ・オセアニア課であり、同課は日本への要請案件のとりまとめ、モニタリング、必要な手続き、政策協議の事前準備・調整等の他に、2KR見返り資金及びノンプロジェクト無償の運用、案件形成を行っている。対外協力局では、これまでに開発計画の専門家を受け入れ、「エ」国の主要ドナーである日本の援助全体の管理と見返り資金の有効活用にかかる支援を得てきており、案件と国家開発の整合性、案件内容の検証、案件の採択に有益な情報の入手、実施中の案件の問題の迅速な解決等、良質な案件を形成・実施監理が求められている。
	近年、対外協力局内の地域課は実施中の案件監理におけるモニタリング・評価等にも積極的な役割を果たすことが期待されており、当地においては技術協力プロジェクトの中間評価、終了時評価等で、評価委員を担当する等、JICA事務所もプロジェクト管理に積極的に関わる機会を提供してきた。
上位目標	我が国の経済協力が効果的効率的に計画・実施され、「エ」国が経済・社会的に発展する。
プロジェクト目標	「エ」国政府の政策・優先課題と我が国の援助方針の整合性を確保しつつ、円滑な援助実施のための援助窓口機関の企画立案、実施管理調整及び評価監理能力が向上する。
成果	1. 対外協力局が我が国及び南南協力実施国の援助実施プロセスを理解し、案件が円滑に実施される。 2. 担当者レベルでPCM手法が十分に理解され、日常業務に活用される。 3. 「エ」国政府の省庁間の案件に係る手続き等が円滑に行われる。
活動	1-1. 我が国の経済協力に係る理念、実施面での手続きを周知させる。 1-2. 我が国の経済協力の案件形成に資する情報の提供・収集や調査を行う。 1-3. 対外協力局内の関係部局間の情報伝達が円滑に進むようコミュニケーションを強化する。 1-4. 南南協力実施国のスキームの理解を促進させる。 1-5. 現地ODATFに対して、経済協力に資する政治、経済、社会状況に係る情報提供を行う。

1-6. 経済協力の促進に必要な調整を支援する。

- 2-1. 具体的な見返り資金・技プロ案件をC/Pとともに形成、サポートする。
- 2-2. 技術協力プロジェクト等で実施する各種評価調査をテストケースとしてC/Pにプロジェクトマネジメントの手法を指導する。
- 2-3. 必要に応じてPCMに係る考え方の指導を行う。

- 3-1. 政策協議の準備・実施等を通じて、省庁間のコミュニケーションを円滑にする。
- 3-2. 見返り資金案件等の案件形成・モニタリングを通じて、関係省庁間の調整を行う。

#### 投入

日本側投入	専門家 1名 24人月「開発計画」
相手国側投入	・カウンターパートの配置 ・執務スペース、電話等の確保
外部条件	援助窓口機関・部署が変わらない。 大きな人事異動が生じない。

#### 実施体制

(1)現地実施体制	外務省対外協力局 局長1名、次長1名、 アジア・アフリカ・オセアニア課 課長以下4名 アメリカ課 ヨーロッパ課 国際機関課 供与資金・物資課 資金課 研修課
(2)国内支援体制	特になし

#### 関連する援助活動

(1)我が国の 援助活動	個別専門家派遣「開発計画」(1994-1997、1997-1999、2002-2005、2005-2008)
(2)他ドナー等の 援助活動	UNDP日本信託基金「ミレニアムチャレンジアカウント達成及び人間開発のための地方自治体レベルでのフォローアップ」: MDG関連指標および社会経済データを地方自治体レベルで収集・統合したデータベースを作成し、GISによる視覚情報化と分析。プログレスレポートとモデル地方自治体についての「MDGs達成と人間開発指標改善のための現状分析と開発計画」レポート作成。



在外事務所主管案件

## 技術協力プロジェクト

2018年10月04日現在

在外事務所

:エルサルバドル事務所

## 案件概要表

案件名 (和)東部地域零細農民支援プロジェクト  
(英) Supporting the small-scale farmeres in the Eastern Region

対象国名 エルサルバドル

分野課題1 農業開発-園芸・工芸作物  
分野課題2 貧困削減-貧困削減  
分野課題3  
分野分類 農林水産-農業-農業一般  
プログラム名 東部地域開発プログラム  
援助重点課題 経済の活性化と雇用拡大  
開発課題 地域開発のための産業基盤整備と生産性向上

プロジェクトサイト エルサルバドル国東部地域  
署名日(実施合意) 2008年03月14日

協力期間 2008年03月26日 ~ 2012年03月25日

相手国機関名 (和)農牧省  
相手国機関名 (英) Ministry of Agriculture and Livestock

## プロジェクト概要

背景 エルサルバドル共和国(以下、工国)は中米5ヶ国の中で最も小さい国土面積(2万1000km<sup>2</sup>、九州の約半分)に人口約590万人が居住する、中南米で最も人口過密で、自然資源にも乏しい国である。

2004年の調査では全人口の34.6%、農村部では43.7%が貧困状態にあり、工国の経済は年々増加している米国への出稼ぎ労働者からの家族送金に大きく依存している。工国経済にとって、コーヒーと砂糖は主たる輸出商品であり、農業は総労働人口の27%を吸収する重要な産業であるが、1992年の和平実現後に47,500人の帰還兵、帰還難民の経済的自立と農業振興を目的に約30万ヘクタールの土地を譲渡する農地改革を実施したことにより、土地の細分化が進み、2ヘクタール以下の零細農民が全農民の約80%を占めるようになった。銀行融資へのアクセスや充分な生産技術を持たないこれら零細農民は、農村部の貧困層を形成するに至っている。

特に内戦で深刻な被害を受けた東部地域は、サンサルバドル首都圏及び西部地域に比べ安定収入を確保できるような産業が発展しておらず、自給自足を主体とした農民が多い工国内の最貧地域となっている。

2004年6月に発足したサカ政権は、政策プラン「Pais Seguro:安全な国」を発表、都市と地方・農村部との地域間格差是正を掲げ、地方開発や農牧セクターの再活性化による農村部の底上げを目指すとしている。この方針に基づき、工国は、1999-2004年にJICAの支援により中西部地域で実施した技術協力プロジェクト「農業技術開発普及強化計画」(2004-2005年F/U、以下「旧技プロ」と略す)で得た成果を活用しつつ、東部地域(ウスルタン県、サン・ミゲル県、ラ・ウニオン県、モラサン県の4県)の零細農民を支援するプロジェクトを我が国に要請し、採択されるに至った。

JICAが2006年6~7月に事前評価調査団を派遣した結果、東部地域の零細農民への支援対象としては、将来性があり、比較的短期間に成果が出ると考えられる野菜の栽培が適切であること、限られた土地、人手で生産される野菜から収益を上げるために、共同出荷や共同購入の実施、市場情報に基づいた適切な品目の選択等が必要であることが明らかになった。

2009年には政権が交代し、現政権により2010年6月に「開発5カ年計画」が発表された。開発5カ年計画では、目標達成のための実施戦略の一つである「III. 生産的な開発戦略」の中で、東部地域開発が重点地域として挙げられている。

上位目標	東部地域において、零細農民の野菜栽培による収入が向上する。
プロジェクト目標	東部地域における零細農民の野菜栽培への支援体制が強化される。
成果	1.東部地域の零細農民が利用可能な野菜の栽培技術を普及する体制が確立される。 2.東部地域の零細農民および野菜生産者団体に、経営改善手段を指導する体制が構築される。
活動	1-1.東部地域の零細農民の野菜生産状況と使用する技術の現状を調査・分析する。 1-2.東部地域に適用可能な既存の野菜生産技術(栽培管理、簡易灌漑、土壤保全等)を選択・特定する。 1-3.野菜生産技術に関する零細農民向けの教材を作成する。 1-4.東部CENTA普及所の普及員に対し、零細農民向け技術および普及手法についてマニュアルを改訂し研修を行う。 1-5.選定された技術の展示圃場等での実証や作成された教材の配布を通じて、対象地域の小規模農家に有用農業技術を紹介する。 1-6.野菜栽培技術の普及が継続的に実施されるために有効な関係機関間の連携体制を特定しこれを発足させる。 1-7.より多くの零細農民が簡易灌漑施設等の施設を整備できるよう、外部資金等活用の可能性を検討する。 1-8.適用した技術の評価を行い、次回の研修・マニュアル・教材の更新に反映させる。 2-1.東部地域における農家経営・生産者組織および野菜流通の現状を調査・分析する。 2-2.各種農家経営改善手段(組織化を通じた資材の共同購入・生産物の共同集出荷、金融へのアクセス、付加価値の創出等)を普及員、零細農民および支援機関に紹介する。 2-3.経営改善策の実施を促進すべく、既存の生産者団体等の組織化の手法を整理する。 2-4.野菜生産者団体および現地関係機関とともに、有望な経営改善手段を実証する。 2-5.実証の結果を野菜生産者団体および現地関係機関とともに整理し、東部地域の零細農家および生産者団体が活用し得る農家経営改善策を選択する。 2-6.支援ニーズに基づいた経営改善策を、普及員研修用教材・農家への普及用ガイドブックとして纏める。 2-7.経営改善策実施の際に零細農民が必要とする情報を定期的に収集し、零細農民に理解しやすい形で広く効率的に提供する体制を確立する。
投入	
日本側投入	・長期専門家 チーフアドバイザー／農業技術普及 × 1名 × 4年、業務調整／農家経営改善 × 1名 × 4年 ・短期専門家 1名 × 1ヶ月 × 3 ・供与機材 車両、OA機器等 ・在外事業強化費 ・調査団派遣費
相手国側投入	・C/P人件費(人材):CENTA普及員 その他協力機関関係者(農牧省関係機関職員、CENTA試験研究局員、地方行政団体職員、地域農業支援機関職員等) ・プロジェクト事務所 ・機材 ・ローカルコスト
外部条件	・農牧省とCENTAの方針が変わらない。 ・カウンターパートが頻繁に変わらない。 ・野菜輸入業者が妨害をしない。
実施体制	
(1)現地実施体制	実施機関は農牧省の付属機関であるCENTA及び本機関の東部における9つの普及所(今年度中に10箇所となる)。
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	・技術協力プロジェクト「農業技術開発普及強化計画」(1999-2004年本体、2004-2005年F/U) ・エルサルバドル国経済開発調査(平成16年3月) ・2KR見返り「東部地域野菜栽培農民のための灌漑技術」 ・協力プログラム「東部地域開発」にかかる他の投入
(2)他ドナー等の援助活動	スペイン国際協力機構、MCA、台湾政府、ブラジル政府、KOICA、FAO等